

# 明石市建築防災計画書 作成要領

令和6年8月

都市局 住宅・建築室 建築安全課

## 防災計画書の作成の目的

- ① 防災計画書は、個々の建築物が建築基準法、消防法等の防災関係法令に適合するだけでなく、それぞれの建築物が建築条件に則した総合的な防災安全性を確保していることを示し、より安心安全な建築物を建築することを目的に作成する。
- ② 防災計画書を作成する効果
  - 1) 設計者や建築物のオーナーなどが、“防災” “安全” について、体系的・総合的に考え計画する機会が得られる。
  - 2) 防災システムについて、非常時に“安全” “確実” に働くかどうかを防災計画書の中でチェックすることができる。
  - 3) 設計段階での安全達成の計画を、維持管理・使用の段階にまで正しく伝える機能を保持することができる。

上記の趣旨に沿って、関係各課との協議を進めながら、設計者やオーナー、入居者などが十分に建築防災について認識・理解した上で防災計画書を作成し、維持管理においても役立つようなものとする。

## 対象建築物

本市では、旧建設省通達等（注1）は平成13年2月19日付国住総第15号「地方分権に伴う住宅・建築行政に関する通達の取扱いについて」で廃止されていますが、兵庫県の平成13年8月1日付建指第276号「高層建築物等防災計画書の作成等に関する指導要綱の制定について」に基づき、引続き、防災計画書を作成するよう指導を行う。

- ① 高さが31メートルを超える建築物（ただし、31mを超える部分に居室又は居室の一部を有しない建築物は、防災計画の作成及びその内容の届出を要しない。）
- ② 増築、改築等により上記①、に該当する建築物
- ③ 高さが31メートル以下の大規模建築物、複合用途建築物で、建築基準法施行令第147条の2に該当する建築物
- ④ その他（地下街、高架の工作物内又は平面計画の複雑な建築物等）特に必要と判断する建築物

（注1）

昭和47年5月10日住指発第389号、「防災計画書の作成について」

昭和56年7月30日住指発第190号、「高層建築物等に係る防災計画の指導について」

昭和57年5月20日住防発第16号、「旅館及びホテルの防災計画の指導等について」

## 防災計画書の取扱い

防災計画の作成対象建築物の内、次に掲げるもの以外は本市において防災計画の指導を受け建築防災計画評定機関（以下「評定機関」という）の評定を受けること。

- ・ 災害時の避難人員が限定され、平面計画も平明なもの。（ただし、非常用の昇降機が設置されたものを除く。）

## 作成にあたっての注意事項

- ① A4版で、判読しやすいものとする。防災計画書最終版については、二つ折製本とすること。
- ② 添付する図面は、字句数値等が鮮明となるように配置し、着色等により内容が理解しやすいものとする。
- ③ 防災計画書を提出する際、打合せ用は青焼きも可とするが最終版は、白焼きとすること。又評定機関の評定を受ける場合も同様とする。
- ④ 防災計画書は、明石市消防局との協議及び関係各課と明石市開発事業における手続き及び基準等に関する条例に基づく事前協議が終了後に、1部提出すること。  
防災計画書等の提出先は、明石市都市局住宅・建築室建築安全課とする。
- ⑤ 確認申請書等の提出は、上記に示す手続き完了後とする。
- ⑥ 最終版提出後に計画変更をする場合は、事前に協議し、指示を受けること。
- ⑦ その他
  - ・ 計画に当たっては、日本建築センター「新・建築防災計画指針」平成7年7月10日発行版を参考にすること。

## 建築防災計画評定機関

(財)日本建築センター、(財)日本建築総合試験所又は特定行政庁が認める機関をいう。

# 防災計画書のフロー

明石市開発事業における  
手続き及び基準等に関する  
条例に基づく事前協議

評価が必要な建築物の場合

設計者

A3 版横  
横書き左綴じ  
3 部提出

建築防災計画  
評価機関  
(財)日本建築総合試験所の場合)

訂正指示

A3 版横  
横書き左綴じ  
1 部提出

明石市都市局住宅・  
建築室建築安全課

訂正指示

A3 版横  
横書き左綴じ  
2 部提出

明石市消防局  
(予防課・警防課)

訂正指示

訂正指示

設計者

A3 版横  
横書き左綴じ  
12 部提出

評価申込

質疑送付

建築防災計画評価  
経過報告書  
12 部提出

建築防災計画  
評価委員会

A4 版見開き製本  
5 部提出

評価書発行  
評価報告書発行

4 部返却

設計者

4 部の内、1 部設計者控え  
2 部特庁提出  
1 部消防提出

協議の上必要なら提出

A4 版見開き製本  
2 部提出

明石市都市局住宅・  
建築室建築安全課

1 部返却

設計者  
確認申請手続きへ

A4 版見開き製本  
1 部提出

明石市消防局

検討事項が多いもの等計画  
の内容により取扱いが異なる  
場合があります。詳しくは  
評価機関にお問い合わせ下  
さい。

建築防災 評価番号	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">           建築防災評価を取得した場合記入         </div>	建築防災評価番号
建築物 名称	建築物名称（仮称でも可） （主要用途）	
年 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">           建築防災評価を取得した場合は委員会の開催された年月、市に提出のみの場合は提出する年月を記入         </div>	防 災 計 画 書
		年 月
設計者	建築主 住所 氏名 ☎	
	設計者 住所 氏名 ☎	

防災計画指導項目

項 目	内 容	指 導 分 担	
		建 築	消 防
1 建 築 物 の 概 要	位置、構造、規模、用途	○	○
2 防 災 計 画 基 本 方 針	避難階の位置	○	
	防火区画の構成	○	
	安全区画の構成	○	
	安全区画の位置と構成	○	
	避難施設の位置と避難経路	○	
3 敷 地 と 道 路	避難階出入口、敷地内道路と 外周道路・広場等の関係	○	
	消防隊の進入路・活動用地		○
	屋外消火設備の種類、配置		○
4 防 災 設 備	種類、配置	○	○
5 火 災 覚 知 と 通 報	警報、感知、通報設備	○	○
	諸設備の連携方法	○	○
	避難指令の方法	○	
6 避 難	避難施設等の配置と構造	○	○
	避難時間計算	○	
7 排 煙 設 備	排煙方法と排煙設備の構造	○	○
8 非 常 用 進 入 口、E.V.	配置、構造	○	○
9 消 火 設 備	種類、配置		○
10 中 央 管 理 室	防災設備からの管理方法		○
	外部からの進入経路		○
11 内 装 制 限	防災製品の指導を含む	○	○
12 維 持 管 理	維持管理の主体とその方法	○	○

## 目 次

- 1 建築物の概要
  - 1- 1 建築物の概要
  - 1- 2 棟別概要
  - 1- 3 付近見取図
  - 1- 4 建築計画概要
  - 1- 5 設備計画概要
  
- 2 防災計画基本方針
  - 2- 1 防災計画上の特徴
  - 2- 2 敷地と道路
  - 2- 3 避難階の位置
  - 2- 4 防火区画・防煙区画
  - 2- 5 安全区画
  - 2- 6 各階区画図
  - 2- 7 防災設備の計画概要
  - 2- 8 防災設備システム
  - 2- 9 防災設備機器一覧表
  - 2-10 内装計画
  - 2-11 特記事項
  
- 3 火災の発見、通報及び避難誘導
  - 3- 1 自動火災報知設備
  - 3- 2 非常電話
  - 3- 3 消防機関への通報設備
  - 3- 4 非常放送設備
  - 3- 5 非常用の照明装置及び避難誘導灯
  - 3- 6 避難指令の方法
  - 3- 7 各階設備図
  
- 4 避難計画
  - 4- 1 避難計画の概要
  - 4- 2 基準階の避難計画
  - 4- 3 特殊階の避難計画

## 5 排煙及び消防活動

- 5- 1 排煙設備の概要
- 5- 2 排煙系統説明図
- 5- 3 排煙口位置図
- 5- 4 非常用進入口位置図
- 5- 5 非常用エレベーター
- 5- 6 屋内消火栓設備
- 5- 7 スプリンクラー設備
- 5- 8 水噴霧消火設備等
- 5- 9 各種消防用設備等
- 5-10 屋上緊急離着陸場等

(6 長周期地震動対策) (※高さが60mを超える建築物について記載する。)

- (6- 1 玄関、階段室のドアの損傷防止対策)
- (6- 2 エレベーターの閉じ込め対策)
- (6- 3 家具等の固定・配置対策)
- (6- 4 その他特別な配慮)

6 管理・運営 (※長周期地震動対策の項目がある場合は番号7とする)

- 6- 1 防災センター (中央管理室)
- 6- 2 各設備の作動シーケンス
- 6- 3 維持管理の形態
- 6- 4 維持管理の方法

7 付図 (※長周期地震動対策の項目がある場合は番号8とする)

- 7- 1 各階平面図
- 7- 2 立面図
- 7- 3 断面図
- 7- 4 矩形図
- 7- 5 その他図面



## 1 建築物の概要

### 1-1 建築物の概要

建築主住所、氏名

建築物名称

建築場所

地域地区、その他指定事項

主要用途（消防法施行令別表第一による分類も記入、共同住宅の場合分譲賃貸の別を記入）

工事種別

敷地面積

建築面積、建蔽率

延べ面積

容積対象床面積、容積率

### 1-2 棟別概要

用途

階数

高さ（軒高、基準法上の高さ、最高高さ、基準階の階高）

構造種別

駐車、駐輪台数[駐車場面積、駐車方式、（屋内、屋外、機械式、自走式、平面駐車等がわかるように記入）、駐車場の位置等]

各施設規模（ホテルの客室数、劇場の客席数、店舗の売り場面積、共同住宅の戸数等）

各階別床面積表（各階の用途、防災センター、及び31mラインも記入）

その他建築基準法等による特例制度（設計変更による再提出の場合は、変更内容を記入）

### 1-3 付近見取図

方位、敷地、周囲の状況、最寄の消防署の位置と計画地までの消防車での所要時間、距離が明確に分かるように図示する。

### 1-4 建築計画概要

建築の全体計画について簡潔に記述する。配置図、概念図、パース等を使って判りやすく図示する。

### 1-5 設備計画概要

#### ① 電気設備

受変電設備の概要、電気室の位置、非常用電源の種別等について記入する。

#### ② 空気調和、換気設備

冷熱源設備の概要、空気調和方式及び換気方式等について記入する。

空気調和、換気設備の系統図を添付する。

#### ③ 衛生設備

給水設備の概要、各種消火用水量、給湯方式等について記入する。

④ ガス設備

ガスの種類、使用場所、ガス安全対策について記入する。

⑤ 昇降機設備

配置を図面に図示し、種類、仕様、停止階、及び、管制運転方式について記入する。なお、乗用、人荷用、寝台用エレベーターにおいては地震管制・火災管制・停電管制運転を行うこと。

2 防災計画基本方針

2-1 防災計画上の特徴

基本的な考え方、防災上留意した点について、建築主、設計者の防災理念を記入。

2-2 敷地と道路

配置図又は避難階平面図に外周道路、公設消火栓の位置、広場、敷地内通路、避難出口、敷地内の避難経路、消防隊進入経路、防災センター位置、消防用設備等[送水口、採水口等]位置、非常用エレベーター位置等を記入し簡単な説明文をつける。

2-3 避難階の位置

避難階が2以上ある場合や、屋上一時避難場所及び低層部屋上を経由して避難できる場合は、断面模式図等によりその状況を説明する。

2-4 防火区画・防煙区画

用途区画、面積区画、階別区画、堅穴区画等の防火区画の設定方針及び防煙区画の設定方針について簡潔に記述し、基準階について平面図等により区画位置を示す。なお居室と廊下（第一安全区画）等の出入口の断面図を付すなど、安全区画間の高さ関係を明らかにする。その他、カーテンウォール部分、吹抜け部分、パイプシャフト、ダクトスペース等シャフト廻り、防煙垂れ壁部分、自然排煙口等必要に応じ矩形図、断面・平面詳細図等を添付する。

2-5 安全区画

安全区画の設定方針、避難経路の設定方針について簡潔に記述し、基準階について平面図で区画、避難施設、避難動線を示す。

2-6 各階区画図

各階区画図に防火区画、防煙区画の位置、排煙方法の区別及び防火戸の種別をできる限り記号化して記入する。

2-7 防災設備の計画概要

防災設備を建築物の用途、規模、形態による防火特性と総合的、有機的に結合し、有効に機能するよう計画する。防煙上、これらの諸設備が非常時にその機能を果たすことが必要であり、従って日常の維持管理体制を確立する必要がある。

## 2- 8 防災設備システム

防災設備システムの概要をフローチャートで示す。

## 2- 9 防災設備機器一覧表

各階（屋上も含む）ごとの各種防災設備機器の設置状況を一覧表として示す。

## 2-10 内装計画

内装計画の方針について記し、間仕切材料及び主要部分内装材料を一覧表で示す。また、内装材料の他、備品類、寝具などの防煙性能についても記入する。

## 2-11 特記事項

上記の各項目以外に、防災上、特に記すべき事項があれば記述する。

# 3 火災の発見、通報及び避難誘導

## 3- 1 自動火災報知設備

受信機、感知器の種類、警戒区域、発報の表示の方法等について簡潔に記述し、系統図及び基準階平面図に設置位置を示す。

## 3- 2 非常電話

非常電話の設置位置、操作、表示の方法等について簡潔に記述し、基準階平面図に設置位置を示す。

## 3- 3 消防機関への通報設備

通報設備の種類、設置位置等について簡潔に記述する。

## 3- 4 非常放送設備

非常放送設備の操作方法、放送範囲等について簡潔に記載し、系統図及び基準階平面図に操作部、スピーカーの設置位置を示す。

## 3- 5 非常用の照明装置及び避難誘導灯

灯具設備の種類、設置位置等について簡潔に記述する。

## 3- 6 避難指令の方法

火災の発生から、避難誘導にかかるフローを簡潔に記述する。

## 3- 7 各階設備図

各設備の位置を記入し、その設備の対象範囲を示す。

## 4 避難計画

- ・避難計算については、基本的事項のみを以下に示しており、その他については、「新・建築防災計画指針」平成7年7月10日（財）日本建築センター発行版を参照すること。

### 4-1 避難計画の概要

#### 4-1-1 避難対象人員

各階の主要用途、避難対象人員を一覧表で示す。

避難計算の対象階は各階の避難対象人数を参考にして、次に示す各項目に該当する階を選択する。

- ①基準階のうち避難対象人数の最大の階
- ②飲食店の多い階
- ③宴会場、大会議室等、不特定多数の集まる階
- ④避難施設が少ない割に避難人数の多い階

#### 4-1-2 避難施設の概要

各階段の平面状の位置を示したうえ、断面様式図等により、各階段の縦動線の概要を説明する。また、各階段の幅員、踏面、蹴上げ等の寸法についても記述する。

### 4-2 基準階の避難計画

#### 4-2-1 避難計画

平面図に各居室から階段室にいたる避難経路、避難経路上の廊下幅員、開口部（扉等）の幅員、歩行距離及び避難用バルコニー等の避難施設を記入して示す。

#### 4-2-2 計算の前提条件

各室の収容人員の想定、出火場所と避難方向の想定、その他、避難時間計算の前提とした事項について記入する。

#### 4-2-3 居室避難計算

「新・建築防災計画指針」に示す方法により、居室避難時間のチェックを行う。各数値及び計算結果を一覧表で示す。

#### 4-2-4 居室避難計算

原則として各階段のそれぞれについて、廊下避難時間、廊下滞留面積、各階避難時間及び附室面積のチェックを行う。各数値及び計算結果を一覧表で示す。

### 4-3 特殊階の避難計算

基準階にならい、各数値及び計算結果を一覧表で示す。

## 5 排煙及び消防活動

### 5-1 排煙設備の概要

排煙方式及び作動フローチャートを記入する。

### 5-2 排煙系統説明図

排煙ダクトの系統図を添付し、排煙系統区分について説明する。

### 5-3 排煙口位置図

「2-6」の各階区画図に、排煙口位置及びダクト経路並びにダンパー位置を記入する。天井チャンバー方式の場合には、天井裏の梁、空気調和・換気用ダクト、配管等の状況を示す説明図及び、天井伏図を添付する。

### 5-4 排煙口位置図

「2-6」の各階区画図に記入する。

### 5-5 非常用エレベーター

設置場所・乗降ロビーへの進入経路について記入する。また、乗降ロビーの詳細図を添付する。

### 5-6 屋内消火栓設備

概要、設置場所、系統説明図及びフローチャートを簡潔に記入する。

### 5-7 スプリンクラー設備

概要、設置場所、系統説明図及び作動フローチャートを簡潔に記入する。

### 5-8 水噴霧消火設備等

概要、設置場所、系統説明図及び作動フローチャートを簡潔に記入する。

### 5-9 各種消防用設備等

その他の消火設備について、概要、設置場所、系統説明図及び作動フローチャートを簡潔に記入し、系統図、基準階平面図に設置位置を示す。

### 5-10 屋上緊急離着陸場等

概要、設置場所、避難の方法、消防活動上配慮したことを簡潔に記入する。

(6 長周期地震動対策)

- ・高さが 60m を超える建築物、いわゆる超高層建築物の場合は、以下の長周期地震動対策に係る事項及び内容を記載する。(この場合、長周期地震動対策を 6 とし、管理運営は 7、付図は 8 と番号を付すこと。)

6- 1 玄関、階段室のドアの損傷防止対策

ドアの枠が変形し開閉が困難となることが無いようにする対策（耐震型ドアとする、ドアを含む壁に耐震スリットをとるなど）について記述し、基準階平面図に設置位置を示す。

6- 2 エレベーターの閉じ込め対策

P 波感知式地震時管制運転装置の設置について記述する。

6- 3 家具等の固定・配置対策

家具、空調室外機等の転倒による人身事故が発生しないように、それらの固定・配置対策について記述する。また、固定・配置対策の実施について建物所有者に周知することについて記述する。

6- 4 その他 特別な配慮

以下に例示するような特別な配慮をした場合にはその内容、及び災害時における在館者の対応について記述する。

- ① 中間階避難設備
- ② 備蓄設備
- ③ 全館逐次避難計画等のソフト対策
- ④ 緊急地震速報の活用（館内放送設備等）等

6 管理・運営（※長周期地震動対策の項目がある場合は番号7とする）

6-1 防災センター（中央管理室）

防災センター（中央管理室）の位置、外部からの進入経路及び防災施設・防災設備の管理運営方式について簡潔に記述する。防災監視盤における各種設備の管理制御機能を一覧表で示す。

6-2 各設備の作動シーケンス

各種設備に関して、防災センターにおいて高度の管理制御が行われる場合には、3、5章の各設備を含めまとめて作動シーケンスを一覧表で示す。

6-3 維持管理の形態

防災面の維持管理の主体及び防火管理組織を、可能な限り具体的に記入する。

6-4 維持管理の方法

防災設備の維持管理（点検整備）の方法、避難・消火訓練の方法、火災予防について、その計画又は方針を記入する。

7 付図（※長周期地震動対策の項目がある場合は番号8とする）

7-1 各階平面図

7-2 立面図

7-3 断面図

7-4 矩形図

7-5 その他図面

1) 各階区画図等により、その詳細が判読できる場合は、省略して可。

2) 一団地の総合設計等で、敷地内に複数棟ある場合は、当該防災計画対象外の施設についても図面をつけること。

別表 1

## 建築物概要

評 定 番 号		評定年月日	年 月 日	
受 付 番 号	明 建-防災計画-	受付年月日	年 月 日	
件 名				
評 定 事 項	新築 ・ 増築 ・ 増改築 ・ 設計変更			
建 築 主	TEL			
設 計 者	TEL			
建 築 物 概 要	建 築 場 所	兵庫県明石市		
	用 途 地 域			
	地 域 ・ 地 区	防火 ・ 準防火 ・ 22 条 ・ 無指定		
	用 途	・ 事務所 ・ ホテル及び旅館 ・ 店舗 ・ 共同住宅 ・ 病院 ・ 学校 ・ 複合用途 ( )		
	敷 地 数			
	別棟の有無	無 ・ 有 ( 棟)		
	防 災 セ ン タ ー	無 ・ 有 (中央管理室、その他) カ所	サブセンター	無 ・ 有 カ所
	面 積	敷地面積	今回 . m <sup>2</sup> (全体 . m <sup>2</sup> )	
		建築面積	既存 . m <sup>2</sup>	建蔽率 : %
			今回 . m <sup>2</sup>	(全体 %)
		延べ面積	既存 . m <sup>2</sup>	容 積 率 : %
			今回 . m <sup>2</sup>	(全体 %)
	基準階床面積	. m <sup>2</sup>		
	階 数	地 上	階	塔 屋 階
		地 下	階	
	高 さ	軒 高	m	
最高部		m		
基準階階高		m		
建築確認年月日	年 月 日	第	号	



